

第3編 火山災害対策編

本県に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性をある程度予測することが可能であり、被害を軽減するために、箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項を定めます。

また、火山災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

なお、令和3年7月には、平時においては、相互応援を効果的に実施するための事前準備や火山災害の軽減に資する研究を実施すること、噴火時などの緊急時においては、応援県は、火山研究職員を派遣し、被災県の応急対策及び復旧対策のための観測、調査、活動評価などを支援することなどを内容とする火山噴火時の相互応援及び火山研究職員等の交流に関する協定を山梨県と締結しました。

1 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北11km、東西8kmの大きな鍋状凹地（カルデラ）があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。

箱根山火山の活動が始まったのは、今から65万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する2つの中央火口丘群を形成しました。

外輪山は今から25万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などカルデラの縁をなしています。カルデラの中には新旧2種類の中央火口丘群があります。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平なのが特徴で、安山岩からデイサイトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれに当たり、8万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、駒ヶ岳、二子山などがこれに当たります。外輪山および前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。

箱根山火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきましたが、箱根山火山では4万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火碎流や山体崩壊を繰り返していることが知られています。箱根山火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑などが押し寄せたほか、火碎流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑などが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去1万年間に限ってみると、神山（7,000年前）、二子山（5,000年前）に発生しています。

箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化が進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯では噴気活動が継続しています。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

箱根山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁、県温泉地学研究所等により監視・観測を行っています。平成27年の4月下旬から始まった火山活動の活発化は、11月下旬までのおよそ7ヶ月間続き、6月にはごく小規模

な水蒸気噴火が発生しました。この間、観測された火山性の地震は、体に感じないごく小規模のものまで含めると約 12,500 回でした。また、平成 31 年 4 月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5 月中旬に急増したことを受け、5 月 19 日に噴火警戒レベルが 1（活火山であることに留意）から 2（火口周辺規制）に引き上げられました。その後火山性地震は減少し、9 月以降、5 月の地震活発化前の状態になり、10 月 7 日にレベル 1 に引き下げられました。

2 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳(こみたけ)・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約 400km³、基底は直径約 50 km の大きさです。主に玄武岩からなりますが、1707 年にはディサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約 100 個あります。標高 2,450m 以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られています。

富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山(新富士火山)の 3 火山からなりますが、このうち最新の火山である新富士山についての活動史は以下のようにまとめられています。

1 万 1,000～8,000 年前：山頂火口及び側火口から極めて多量な溶岩が流出

8,000～4,500 年前：山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出

4,500～3,000 年前：山頂火口及び側火山群から大規模な溶岩と小規模なテフラが噴出

3,000～2,000 年前：主として山頂火口から大規模なプリニ一式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火碎流と溶岩がこれに伴った。

2,000 年前～1707 年：側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出

1707 年：山頂近傍の側火口から大規模なプリニ一式噴火のテフラが噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、1 万 1,000～8,000 年前、4,500～3,000 年前、2,000 年前～1707 年の 3 時期であるとされています。

富士山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁等において、監視・観測が行われています。

3 想定される主な火山災害事象の解説

(1) 溶岩流

高熱の溶岩が斜面を流れ、家や道路を埋め近くの木々を燃やします。流れの速さは、人が歩く程度と言われています。

(2) 噴石

噴火時に火口から放り出される直径数 cm 以上の岩の破片や軽石のことをいいます。小さな噴石は、火口から 10 km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあり、あたりどころが悪ければ、人命にも関わります。また、大きな噴石は、風の影響を受けにくく、短時間で落下してきます。火口から概ね 2～4 km 以内に飛来し、登山者等が死傷したり、建物が破壊されるなどの被害が発生します。

(3) 降灰（こうはい）・火山灰

細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれます。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなります。また、慢性の喘息などの症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがあります。外出を控え、車の運転には注意が必要です。

(4) 火碎流

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が斜面を沿って流れ下り、巻き込まれると死亡する場合があります。流下速度は時速数十 km から百数十 km にも達するため、早めに避難する必要があります。

(5) 土石流

山の斜面に火山灰が厚く積もると、雨で流れて土石流となります。特に厚さ 10 cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こることがあります。人が走るより早く流れるので降雨時は注意が必要です。

(6) 火山ガス

マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出すもので、硫化水素や二酸化硫黄などが含まれており、これらを吸い込むと、死にいたることもあります。火口などのガスが出ている周辺や窪地などのガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要です。

出典：「富士山火山防災マップ（災害対策山静神連絡会議）」「火山への登山のそなえ（内閣府・気象庁）」

第1章 災害予防

第1節 火山情報の伝達体制等

- 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第三章（円滑な警戒避難の確保）の規定に基づき、火山情報伝達体制等について、必要な事項を定めます。
- 国、県及び市町村は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者、観光客等に伝達する体制を整備します。

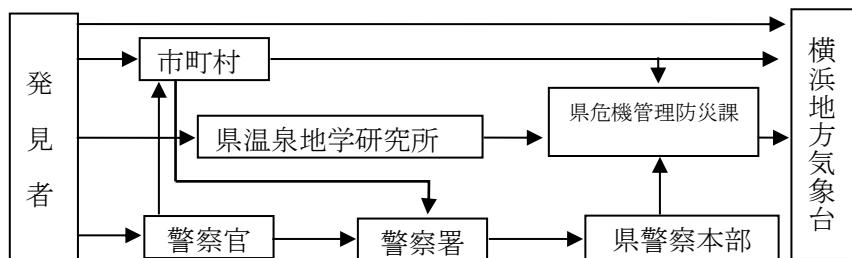
1 異常現象発見の通報義務

活動火山に関して、下記(1)に記す通報を要する異常現象を発見した者は、ただちに最寄りの市町村又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市町村長に、市町村長は関係機関に速やかに伝達します。

(1) 通報を要する異常現象

- ア 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火碎流(熱雲)) 及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地帯での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- エ 火山地帯での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地帯での湧泉の新生又は潤渴、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大若しくは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 異常現象の通報系統図



2 噴火警報等の発表と伝達

(1) 噴火警報等の種類と発表

- ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

(ア) 噴火警報・予報の種類

- a 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。

- b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表します。

(イ) 火山の状況に関する解説情報等

a 火山の状況に関する解説情報

国（気象庁）は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表します。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表します。

b 噴火速報

国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達します。

(ウ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

[噴火警戒レベル表]

種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れた所までの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	—	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

(エ) 富士山の噴火警戒レベル

平成 19 年 12 月 1 日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報 (居住地域)	居住地及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火碎流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火(864～865年)：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年)：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火碎流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前)：地震多発、東京など広域で揺れ
		4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険) 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで(噴火開始数日前)：山麓で有感となる地震が増加
噴火警報 (火口周辺)	火口からくまで広い範囲の居住地域近	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域防災計画への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降(噴火開始十数日前)：山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺に離れた所までの少し火離	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であること)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)

(注)・ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

・ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定さ

れでおらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

・火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

(オ) 箱根山の噴火警戒レベル

平成 21 年 3 月 31 日運用開始

平成 29 年 6 月 14 日改正

箱根山の噴火警戒レベル

名称	範囲	対象	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流や火碎流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 <p>【過去事例】 3,000 年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火碎流発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火が発生し、火口から約 2 km 以内に大きな噴石（注）飛散、火碎サージ発生 <p>【過去事例】 12~13 世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火碎サージ発生 </p>	
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	<p>警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。 状況に応じて要配慮者の避難準備等。	<ul style="list-style-type: none"> ・想定火口域を超えて噴石が飛散するような噴火の発生。 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <p>【過去事例】 2015 年 6 月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化</p>	
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。		
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏 ・一時的な地震の増加 <p>【過去事例】 1966 年 6 月～7 月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006 年 9 月～11 月：一時的な地震の増加 2013 年 1 ～ 2 月：一時的な地震の増加</p>	

(注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

区分	目的	内容
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表します。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、ただちに対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5~10分程度*)で発表します。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲をお知らせします。
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表します。 ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20~30分程度*で発表します。 ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻をお知らせします。

イ 降灰予報

* 噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがあります。

ウ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ちに入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

(2) 噴火警報等の通報及び伝達体制

県は、国（気象庁）から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請を行います。

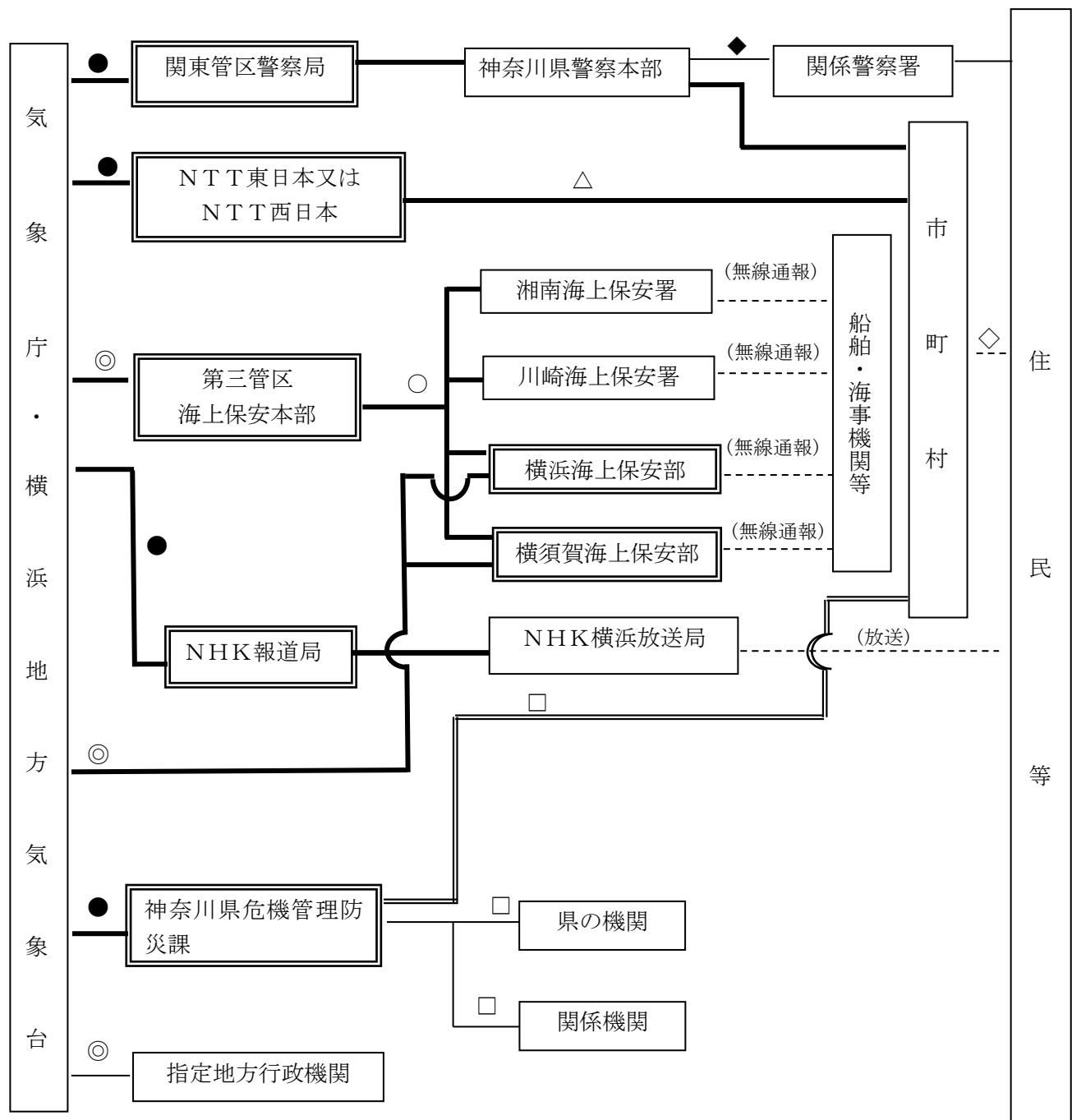
市町村は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者、観光客等へ伝達します。

市町村は、特別警報にあたる噴火警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者、観光客等へ伝達します。

放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者、観光客等への伝達に努めます。

噴火警報等の通報及び伝達系統は、概ね次のとおりとします。

[噴火警報等の伝達系統図]



凡例

- 法令（気象業務法等）による通知系統
 - - - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統
 - 地域防災計画、行政協定
その他による伝達系統
- 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

- オンライン
- ◎ 防災情報提供システム（専用線）
- 専用電話・FAX
- △ 加入電話・FAX
- 県防災行政通信網等
- ◇ 市町村防災行政無線等
- ◆ 自営無線等
- 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用についてそれらの情報を取り扱う県や国との連携に努めます。県や国は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援します。

3 監視・観測等

(1) 監視・観測の実施

県温泉地学研究所では、箱根山火山活動の監視・観測を行うため微小地震計による地震活動の観測のほか、山体の変化をいち早く正確に把握するために傾斜計、光波測量装置、G N S Sによる観測や表面現象を把握するため、地温、火山ガスの観測を行っています。また、観測した結果は、ホームページを通して一般の方々にも広く公開しています。

(2) 観測・調査の強化

県温泉地学研究所では、箱根山火山の観測を強化するため、強震計の設置を行うほか、老朽化し観測精度が劣化した観測施設について更新・強化に努めます。また、機動的観測・研究を積極的に行うことによって箱根山火山の活動メカニズムの解明に努めます。

(3) 緊急時対応

県温泉地学研究所では、1時間に10回以上の微小地震が観測されたときなど、一定規模以上の活動が確認された場合には、所員を参集させ、観測データの解析、速報の作成を行うとともに、くらし安全防災局、横浜地方気象台、箱根町等関係機関に連絡を行い、緊急時の対応を行います。

(4) 火山噴火予知連絡会等との連携

県温泉地学研究所では、箱根山火山でまとまって微小地震が発生した場合や地殻変動が観測された場合には、火山噴火予知連絡会等に資料等の提供・報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行います。

(5) 他県との連携

神奈川県、山梨県、静岡県は、富士山火山防災対策に関する協定に基づき、富士山噴火災害に関する応急・復旧対策のための必要な連携を行います。

第2節 災害応急対策への備え

- 県及び市町村は、活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域に指定されたときは、火山防災協議会を組織します。火山防災協議会は、県知事及び市町村長、気象台、地方整備局等、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えます。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会を設置するなど、円滑な検討に資する体制を整備します。火山防災協議会においては、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、各地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとします。
- 県は、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項、避難・救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。
- 火山災害警戒地域に指定された市町村は、地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めます。また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要のあるものについて、これらの施設の名称および所在地を定めます。市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設（以下「避難促進施設」という。）について、市町村は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めます。
- 県及び火山災害警戒地域に指定された市町村は、火山防災協議会での検討を踏まえ、噴火警戒レベルを設定し、地域防災計画に位置づけます。市町村は、噴火警戒レベルに対応した避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定めるなど具体的で実践的な避難計画を地域防災計画に位置づけます。
- 県及び市町村は、火山災害警戒地域に指定されたときは、地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとします。
- 火山災害警戒地域に指定された市町村の長は、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民や登山者、観光客等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに、避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上重要な情報を附加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じます。
- 県及び市町村は、退避壕・退避舎等の整備を推進します。また、火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討します。

1 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・伝達体制の充実

- ア 県は、関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- イ 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。
[政策局、くらし安全防災局]
- ウ 国、県、市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図ります。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努めます。
[くらし安全防災局、関係局]
- エ 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]
- (2) 被災者支援に関する情報システムの構築等
- ア 市町村は、罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めます。
- イ 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等に当たり、インターネット等各種通信手段の活用を図ります。 [くらし安全防災局、健康医療局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

- ア 市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。
- イ 市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

- ア 県及び市町村は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]
- イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。
- ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

3 避難誘導

市町村は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、富士山火山広域避難計画や箱根山（大涌谷）火山避難計画に従い住民、登山者、観光客等の避難誘導を行います。

- (1) 市町村は、指定緊急避難場所・避難路及び避難促進施設をあらかじめ指定し、日頃から住民、登山者、観光客等への周知徹底に努めます。
- (2) 市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、「避難行動要支援者名簿」を作成します。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項を記載します。

市町村は、効果的に避難誘導を実施するため、市町村地域防災計画で定める避難支援に携わる関係者である消防機関、県警察、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者の同意を得ることにより、又は、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行います。

- (3) 市町村及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近

隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

- (4) 市町村は、設備・体制が整った高齢者福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の対応について協定を結ぶことに努めます。また、県は、必要に応じて協定の促進に努めます。

[福祉子どもみらい局]

- (5) 避難促進施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表や、同計画に基づく避難訓練を実施します。作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果については、市町村長に報告します。

- (6) 市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めます。

- (7) 県及び市町村は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討します。また、降灰が広範囲に及んだ場合に、広域的に火山灰処理を行うため、火山灰仮置き場や火山灰処分場の設置場所の選定を検討し、確保に努めます。

4 降灰等対策

県は、国及び防災関係機関と連携し、経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、火山噴火時の降灰対策などについて検討します。

[関係局]

5 防災知識の普及

(1) 県民等への防災知識の普及

ア 県は、国及び市町村と連携して、火山災害について県民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。

[くらし安全防災局]

イ 県は、県温泉地学研究所における火山活動の観測や調査研究の成果等を分かりやすく県民に広報し、県民の防災知識の向上を図ります。

[くらし安全防災局]

ウ 火山災害警戒地域に指定された市町村の長は、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに、避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上重要な情報を附加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じます。

[くらし安全防災局]

(2) 観光客等への防災知識の普及

県及び市町村は、観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

[国際文化観光局]

(3) 児童・生徒等への防災知識の普及

公立学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

[教育局]

(参考) 降灰による影響

- (1) 火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険が及ぶことはありませんが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど、健康被害のおそれがあります。
- (2) 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅牢な建物への避難が必要になります。特に、降雨により水分を含んだ場合は倒壊の可能性が高まります。
- (3) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられます。状況によっては、その影響は広い範囲に及びます。
- (4) 降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まります。
- (5) 河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や渓流からの土砂の流入により本川河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。

6 火山防災協議会による協議等

(1) 箱根山火山災害対策

ア 箱根山火山防災協議会

県、箱根町、横浜地方気象台、関東地方整備局、自衛隊、県警察等は、箱根山火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について協議します。 [くらし安全防災局]

(2) 富士山火山災害対策

ア 富士山火山防災対策協議会

(ア) 県は、山梨県、静岡県、関係市町村、国等の関係機関と連携し、富士山火山防災対策協議会において、富士山噴火時の円滑な住民対策などの検討を進めます。 [くらし安全防災局]

(イ) 県は、関係機関と連携し、避難者の受入れも含めた具体的な避難計画を作成します。 [くらし安全防災局]

(ウ) 県は、家屋の倒壊や降雨による土石流の発生などの原因となる降灰への対策について、関係機関と連携して検討を行います。 [くらし安全防災局]

イ 災害対策山静神連絡会議

県は、災害対策山静神連絡会議における火山災害を含む広域的災害対策に関する調査研究や、合同防災訓練の実施、災害対策関連情報の交換などを山梨県及び静岡県と連携して行います。

[くらし安全防災局]

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するためには、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

県は、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、災害対策本部の設置をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

応急活動対策の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療及び消火活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食料、水、燃料等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動搖の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害発生による被害情報の収集・連絡

- ア 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- イ 県警察は、被害規模の早期把握のための災害情報収集活動を行い、必要に応じてヘリコプター・テレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- ウ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプター・テレビ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- エ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁及び近隣県（静岡県、山梨県）に連絡します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

- ア 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- イ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- ウ 県は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡します。

2 通信手段の確保

- (1) 県及び市町村は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。
- (2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。
- (3) NTT東日本は、電気通信設備の被災により疎通に著しく支障がある場合は、被災地からの疎通を優先させます。また、緊急通話の疎通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行います。

3 各種通信設備の利用

(1) 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。

(2) 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。

(3) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

(4) 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請します。

(5) 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、箱根山、富士山に関する火口周辺警報が発表された場合等、状況に応じて速やかに警戒体制に入り、広域災害時情報収集先遣隊を派遣する等して火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、箱根山、富士山に関する噴火警報が発表された場合や、その他状況により必要があるときには、第1次応急体制や第2次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に報告するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(エ) 国土交通大臣

(オ) 隣接都県知事等

(3) 現地災害対策本部等の設置

ア 災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

イ 県は、災害対策本部が設置された場合には、県総合防災センターに、災害活動中央基地を設置し、市町村支援等の災害応急対策を実施します。

ウ 県は、災害対策本部を設置したときは、市町村の行う医療救護活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援・補完を行うため、県庁内に保健医療調整本部を設置するとともに、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(4) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。

現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(5) 国の非常（緊急）災害対策本部等への連絡及び協力要請

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定など必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

4 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請
 - a 避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
 - b 被災市町村が行う災害マネジメントの総括的支援
 - エ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
 - オ 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請

5 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者に対し、「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。
この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。
なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生時、県民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、県、市町村及び防災関係機関が一体となって被災者の救出・救援、消火及び医療救護活動を行います。

1 救助・救急、消火活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

- ア 県民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、失火防止に努めます。
- イ 県民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、発災後の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、災害時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 市町村による救助・救急、消火活動

- ア 市町村は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施します。
- イ 市町村は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと E M I S を活用して、広域的な救急活動を実施します。
- ウ 市町村は、災害発生時に傷病者の緊急性や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定めます。
- エ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。
- オ 市町村は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。なお、職員等のストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。
- カ 市町村は、大規模風水害等の災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防衛地域等の優先順位を決め、迅速に連絡します。

(4) 救助・救急、消火活動への県の支援

知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ・ 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成
- ・ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
- ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
- ・ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、D M A T 、D P A T 等による医療救護活動の応援要請
- ・ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整
- ・ 国及び他都道府県への救助の応援要請

2 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

- ア 県は、神奈川県保健医療救護計画に基づき、保健医療調整本部を設置し、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンから適宜助言・支援を受けながら、医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。
- イ 医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し地域における医療救護活動に努めます。特に災害拠点病院は中核的役割を果たします。また、(独) 国立病院機構及び日本赤十字社神奈川県支部は、被災地内の国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行います。
- ウ 県は、原則として、被災市町村等からの要請に基づき、災害拠点病院等に対し救護班の派遣を要請するとともに、神奈川DMA T指定病院、神奈川DMA T-L指定病院に対して神奈川DMA T、神奈川DMA T-Lの派遣を要請します。
- エ 県は、原則として被災市町村等からの要請や統括D P A Tの判断に基づき、かながわD P A Tの構成員である医療機関等にかながわD P A Tの派遣を要請します。
- オ 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行います。
- カ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をEM I Sにより、リアルタイムに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- キ 県及び市町村は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ被災地以外の医療機関等に協力を求めます。
- ク 県は、国(自衛隊等)、隣接都県等と連携協力しながら、航空機等を活用して重篤患者の迅速な広域医療搬送を確保します。
- ケ 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン事業者等に速やかな応急復旧を要請します。
- コ 県及び市町村は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うために救護班及び神奈川DMA Tを確保します。

(2) 救護所の設置

- ア 市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため救護所を設置し、自ら救護班を編成します。なお、保健所を設置している市は、状況に応じ保健所に救護所を設置します。
- イ 知事は、市町村の要請に基づき、必要に応じ国の非常(緊急)災害対策本部等に対し、救護班の派遣要請を行います。

第4節 避難対策

市町村は、災害発生後、人命の安全を第一に住民、登山者、観光客等の避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所及び避難路、災害危険箇所、避難促進施設等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努めます。

県民は、指定緊急避難場所及び避難路を日頃から把握するとともに、避難情報が発令された場合には直ちに安全に十分配慮しながら避難します。また、自主的に避難する場合は、特に安全に配慮します。

1 避難の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るために必要があると認められるときは、危険地域の住民、登山者、観光客等に対し、市町村長、警察官、自衛官、知事等が避難実施のために必要な指示を行います。

なお、その際、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に対応して、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとります。

2 避難の指示の内容

市町村長等避難の指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。

- (1) 避難を要する理由
- (2) 避難指示の対象地域
- (3) 避難先とその場所
- (4) 避難経路
- (5) 注意事項

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

避難の指示を行った者は、必要な事項を関係機関へ報告（通知・連絡）します。

(2) 県民への周知

県及び市町村は、自ら避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、同報無線や広報車等による災害広報により住民、登山者、観光客等への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

4 指定避難所の開設

市町村は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて指定避難所を開設します。

(1) 指定避難所の開設場所

市町村は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して指定避難所を開設します。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所を開設します。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者の生活環境を考慮して、介護保険施設や障害者支援施設等の福祉避難所としての指定や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努めます。

(2) 避難所の周知

市町村長は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡します。

(3) 避難所の運営管理

市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、指定避難所等の円滑な運営管理を行います。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮します。避難所の運営に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。

県は、市町村長の要請に応じ、被災者を一時入所させるため、あらかじめ指定された施設以外の県立施設についても可能な範囲で提供するものとし、当該施設管理者は市町村長が行う避難所の設置運営に協力します。

市町村は、関係省庁等の支援と連携し、避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

5 避難路の通行確保と避難の誘導

市町村は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう消防職員及び警察官の協力を得て、避難先への誘導に努めます。

また、県及び市町村は災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めます。

6 帰宅困難者への対応

- (1) 県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めます。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努めます。
- (2) 県及び市町村は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- (3) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (4) 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の指定避難所に誘導するものとします。
- (5) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の指定避難所等を案内するものとします。

7 多様な視点への配慮

県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等に当たって、要配慮者や男女双方の視点などに十分配慮します。

第5節 箱根山及び富士山の個別対策

1 箱根山の避難対策

活動火山対策特別措置法に基づき、平成28年2月22日付けで神奈川県及び箱根町が火山災害警戒地域に指定されたことを受けて、県と箱根町は、活動火山対策特別措置法に基づく箱根山火山防災協議会を設置しています。

県及び箱根町は、箱根山火山防災協議会が策定した箱根山（大涌谷）火山避難計画に基づいて、避難対策を実施します。

箱根町は、突発的な噴火又は噴火警戒レベルの引き上げに伴い、住民、登山者、観光客等が避難を要する地域を指定し、伝達方法、避難方法、避難経路、指定緊急避難場所、指定避難所等を定めます。

(1) 突発的な噴火に伴う避難

ア 一次避難

住民等は、突発的な噴火が発生した場合、一次避難行動をとり、身の安全を確保します。

施設の従業員等は、施設の利用者や観光客等を誘導します。

箱根町は、防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で避難指示の発令を伝達します。

イ 二次避難開始指示

箱根町は、噴火の状況や避難路の状況について箱根山火山防災協議会の助言を受け、二次避難行動の開始を防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で伝達します。

ウ 二次避難

住民等は、各種施設及び自治会等の避難誘導により車両で二次避難場所へ避難します。

エ 三次避難

箱根町は、二次避難場所に集結した住民等を、町が用意するバス等で避難所又は鉄道駅へ移動させます。

(2) 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難

ア 二次避難開始指示

箱根町は、防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で噴火警戒レベルの引き上げに伴う、避難指示の発令を伝達します。

イ 二次避難

住民等は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等により二次避難行動をとります。

住民以外の者は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等で、避難対象地域から離脱します。

ウ 三次避難

箱根町は、二次避難場所に集まった住民のうち避難所に入る者を、自家用車又は町が用意するバス等で避難所へ移動させます。

(3) 交通規制等

関係市町村長は、気象庁が発表する噴火警戒レベルと連動し、交通規制等の防災対応を執る場合には、各レベルにおいてあらかじめ確認されている影響範囲を踏まえ、警察、消防機関等の協力を得て、住民、登山者、観光客等に対する交通規制等を実施します。なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。

交通規制等を行う場合、市町村及び警察、消防機関等は、規制区域内に住民、登山者、観光客等が立ち入らない等の誘導を実施するとともに、規制区域内に住民、登山者、観光客等が万が一取り残されていないか等の安全を確認します。

関係市町村、警察、消防機関及び施設の管理者は、あらかじめ交通規制等や規制に伴う誘導等の

責任者を定めておき、交通規制等や規制に伴う住民、登山者、観光客等の避難誘導を円滑に実施できるようにします。

大涌谷周辺での噴火を想定した場合における各噴火警戒レベルに応じた影響範囲、規制箇所等について次とおりです。

大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応

噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設又は居住地域	規制箇所
5 (避難)	居住地域及びそれより火口側（想定火口域の中心から 2.1km 以遠）	強羅南エリア、強羅北エリア、仙石原エリア、湖尻エリア、姥子エリア及び早雲郷エリア	噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが必要
4 (高齢者等避難)			
3 (入山規制)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺（想定火口域から 700m 程度まで）	姥子エリア、早雲郷エリア及び大涌谷エリア	・県道（姥子～早雲山）
2 (火口周辺規制)	火口から少し離れた所までの火口周辺（想定火口域の中心から半径 530m・440m の楕円内）	大涌谷エリア	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口
1 (活火山であることに留意)	火口内等（想定火口域内的一部地域）		状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の各登山道

(4) 指定避難所の指定等

箱根町は、噴火の状況に応じた避難のため、町内に指定避難所等をあらかじめ指定するほか、避難の手段・経路を指定します。また、町内で避難者を収容できない場合は、県が他の市町村と調整し避難所を確保します。

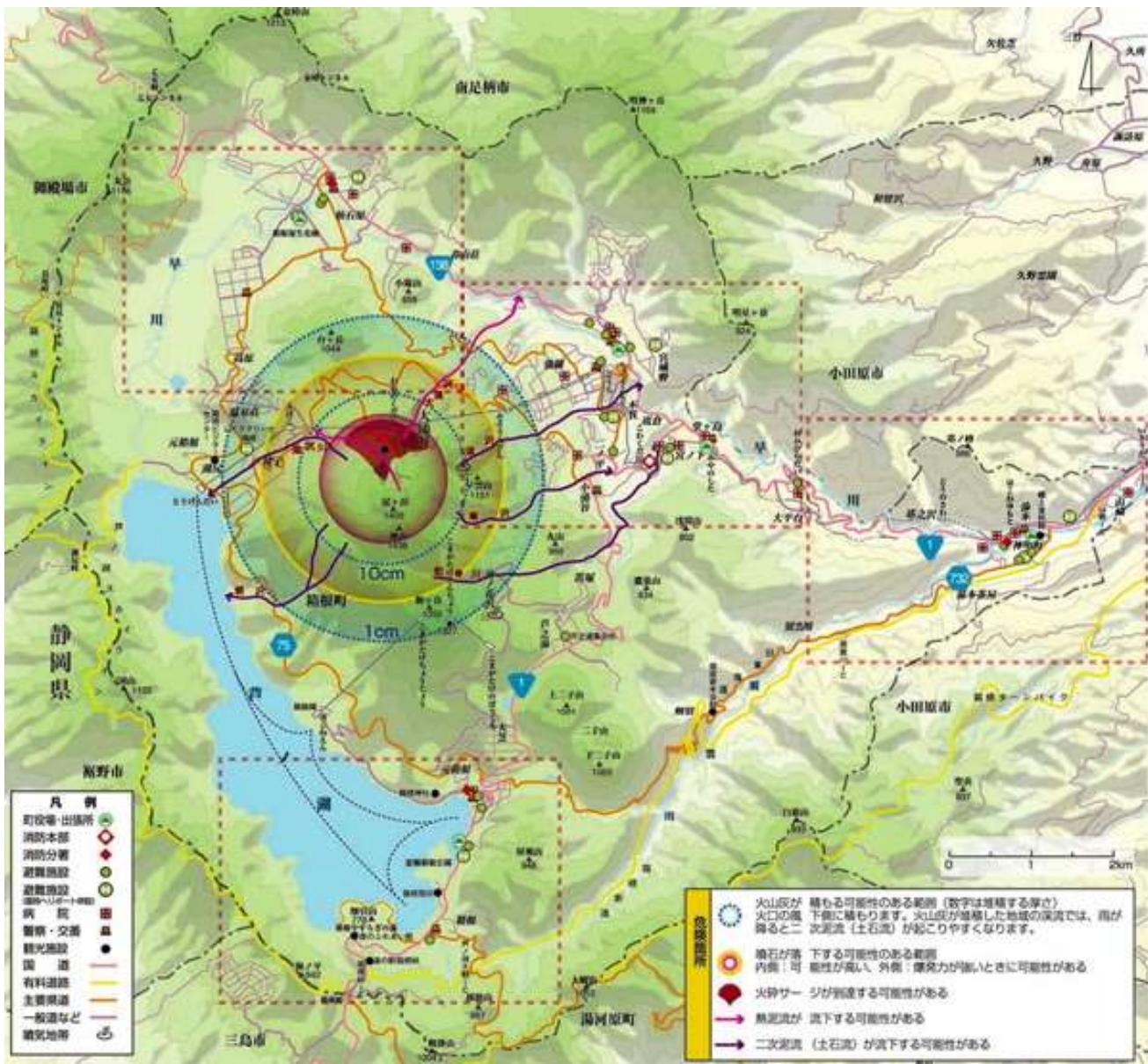
(5) 避難確保計画の策定及び訓練の実施

箱根町が個別に指定する避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定・公表及び避難訓練等を実施し、策定した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について箱根町長に報告します。箱根町長は、避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者の取組の支援に努めます。

(6) 旧火口のリスク評価

近年の調査で所在が確認された旧火口について、最新の科学的知見に基づきリスク評価等を行い、防災（ハザード）マップの策定等を検討します。

(7) 箱根山火山防災マップ



2 富士山の避難対策

富士山火山防災対策協議会は、山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成24年6月に設置されました。

また、令和3年3月には、同協議会において「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付けで神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定されました。

さらに、同協議会では、ハザードマップの改定を踏まえ、富士山火山広域避難計画を、富士山火山避難基本計画に改め、火山の噴火からの避難の基本的事項を取りまとめました。

県及び市町村は、富士山の火山活動状況や気象庁が発表する噴火警戒レベル等の火山防災情報を踏まえ、避難対策を実施します。

市町村は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避

難の拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策については、火山の活動状況に応じて、柔軟に実施するよう努めます。

(1) 降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方

市町村は、降灰及び小さな噴石の対策については、気象庁が発表する降灰予報等を参考にして実施します。また、降灰可能性マップにおいて 30cm 以上の降灰が想定される範囲では避難準備を、2 cm 以上の降灰が想定される範囲(影響想定範囲)及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼びかけます。

(2) 溶岩流等からの避難の考え方

富士・箱根火山対策連絡会議における溶岩流ワーキンググループを構成する県及び市町は、富士山火山防災対策協議会が策定した富士山火山避難基本計画を踏まえ、溶岩流からの避難の考え方や広域避難の手順等を、神奈川県富士山火山広域避難指針としてとりまとめました。市町は指針を参考に具体的な避難計画の検討を進め、県はそれを支援します。また、噴火発生時には、県と市町は、指針を基に、円滑な広域避難の調整等を進めます。

(3) 指定避難所の指定等

富士山火山災害警戒地域内の市町は、火山の活動状況に応じた避難のため、避難の手段・経路を指定するほか、指定避難所等の指定をあらかじめ検討します。

なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき住民、観光客等に対して避難の指示を行うものとします。

(4) 広域避難の調整

市町村は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、市町村単独では住民の避難場所の確保が困難となり、当該市町村の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができます。

県は、火山活動の状況、ハザードマップ、地理的要因や市町村から協議の要求や要望があった場合は、他の都道府県と協議を行い、山梨県及び静岡県と連携し、県内への避難者の受入れを調整します。

県は、避難者の保護のために必要な場合は、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対して、避難者の運送を要請又は指示します。

県は、県内の他の市町村への避難について、市町村から求めがあった場合、助言を行うほか、県外の市町村への避難に関して、必要に応じて国に助言を求めます。

(5) 交通規制等

関係市町村長は、気象庁が発表する噴火警戒レベルを踏まえ、必要に応じて、警察、消防機関等の協力を得て、住民、登山者、観光客等に対する交通規制等を実施します。なお、特に必要があると認めるときは、関係市町村長は、災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。

交通規制等を行う場合、市町村及び警察、消防機関等は、規制区域内に住民、登山者、観光客等が立ち入らない等の誘導を実施するとともに、規制区域内に住民、登山者、観光客等が万が一取り残されていないか等の安全を確認します。

関係市町村、警察、消防機関及び施設の管理者は、あらかじめ交通規制等や規制に伴う誘導等の責任者を定めておき、交通規制等や規制に伴う住民、登山者、観光客等の避難誘導を円滑に実施できるようにします。

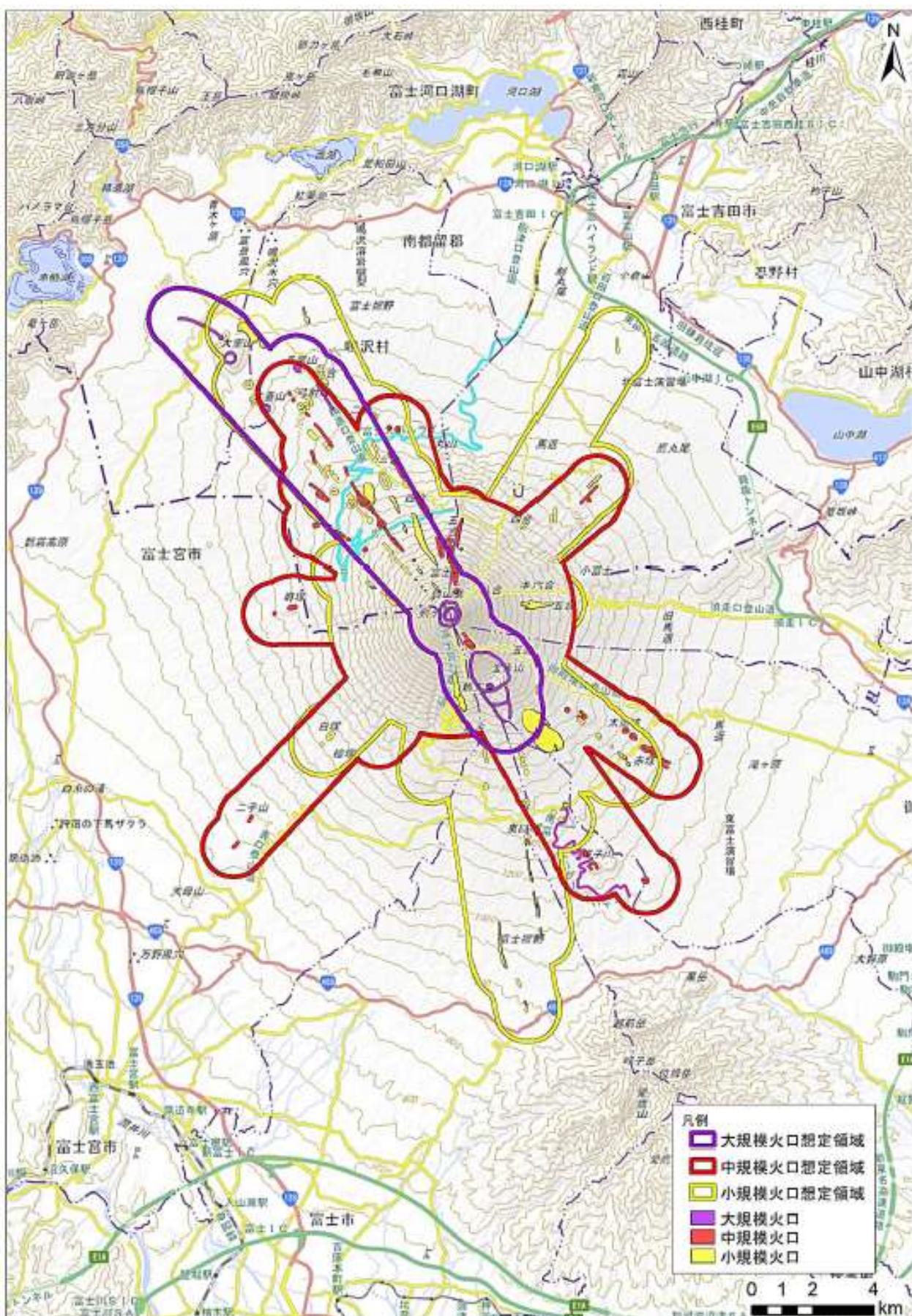
(6) 避難確保計画の策定及び訓練の実施

火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められ、火山災害警戒地域内の市町が個別に指定した避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の策定・公表及び避難訓練等を実施し、策定した避難確保計画及び実施した避難訓練

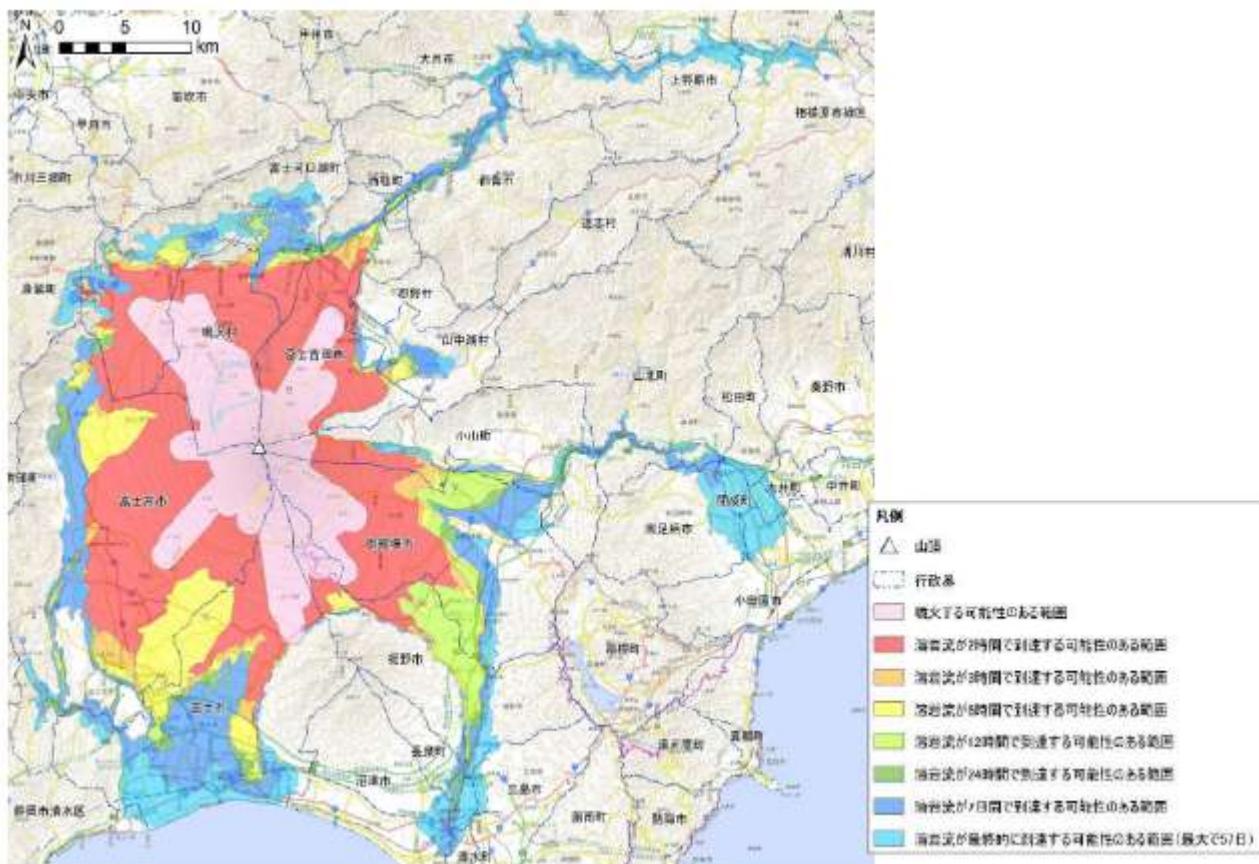
の結果について当該市町村長に報告します。報告を受けた市町村長は、避難確保計画の策定又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告を行い、施設所有者又は管理者の取組の支援に努めます。

(7) 想定される主な火山現象等

ア ハザードマップ（想定火口範囲）



イ ハザードマップ（溶岩流可能性マップ）



ウ ハザードマップ（降灰可能性マップ）



第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命じられた部隊の自衛官又は消防吏員は、警察官がない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその現場にいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めます。また、広報担当官は、テレビ、ラジオ、広報車等様々な広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは、必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省関東地方整備局は、管理する国道について早急に被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡回を実施するとともに道路モニター等からの道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の処置を行い緊急輸送路の確保に努めるとともに、除灰作業や応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省関東地方整備局、災害対策本部等に報告するほか、備蓄基地を活用して、火山灰等の火山碎屑物の除去のほか障害物の除去、応急復旧等を行い、道路の機能の確保に努めます。

ウ 路上の障害物等の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとります。

(4) 航路等の障害物除去

ア 港湾や漁港管理者は所管区域の航路について、海底火山の噴火等で発生した軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告したうえで、軽石除去による航路啓開に努めます。

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

第7節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

1 被災者等への情報提供

(1) 県及び市町村

県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、火山災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行います。

(2) 報道機関との連携

情報伝達に当たっては、被災者が必要とする情報を十分把握し、防災行政無線、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

(3) 集配郵便局等

被災者等に対して、「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて、県や市町村から提供された情報を必要に応じて広報します。

(4) 防災関係機関

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、被災者や利用者への広報を実施します。

2 災害相談の実施

(1) 相談活動の実施

ア 県及び市町村は、被災者から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、相互に連携して、臨時相談所を開設して被災者の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努めます。

イ 相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、女性や外国人等への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、災害時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、食料をはじめとする生活必需物資等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需物資の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。